

米トレーサビリティ法対象品目の具体的な例

※下記の対象品目に関しては「米トレーサビリティ制度Q&A～対象品目編～」等を参考に例示したものです。品目によっては、個別の判断が必要なものもありますので詳細はお問い合わせください。

① 米穀

(対象品目)	もみ 玄米 精米 砕米 (うるち・もち・醸造用米含む)など
--------	-------------------------------

② 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの

(対象品目)	米粉(うるち米粉・もち米粉) 白ぬかなど
(対象外品目)	米粉パン 米粉ロールケーキ 米粉麺 米麴みそ 米みそ 米ぬか 米酢 米油など

③ 米菓生地

(対象品目)	米菓生地など
--------	--------

④ もち

(1)もち米若しくはもち米粉又はその両方(以下「もち米等」という。)のみを原材料とし、搗いて又は練って製造されたもの。

(2)もち米等以外の原材料(甘味料を除く。)を含むものの、もち米等を主な原材料とし、搗いて又は練って製造されたものであって、「もち」と称して販売されているもの。

(対象品目)	まるもち のしもち 鏡餅 なまこ餅 草もち 海苔なまこもち 栃もち 豆もち チーズもちなど
(対象外品目)	くるみもち あんもち ずんだもち きなこもち 柏もち さくらもち 磯辺もち 羽二重餅 大福 豆大福 くるみ大福 赤福もち お雑煮 おしるこ 醤油を付けて海苔をまいたものなど

⑤ だんご

(1)うるち米粉、もち米粉又はその両方(以下「うるち米粉等」という。)のみを原材料とし、練って、小さく球状に丸めて又は円柱状に丸めて切って製造されたもの。

(2)うるち米粉等以外の原材料を含むものの、練って、小さく球状に丸めて又は円柱状に丸めて切って製造されたものであって、「だんご」と称して販売されるもの。

(対象品目)	月見だんご 白玉だんご 花見だんご(三色だんご) よもぎ団子(草だんご) だんご(あん・ずんだ・ごまだれ・くるみだれ・醤油だれ)など
(対象外品目)	笹だんご 栗だんご ごますりだんご みそあんだんご すあま ういろ ゆべし 白玉あんみつ 白玉ぜんざいなど

⑥ 米飯類等

(対象品目)	各種定食 各種弁当 寿司 おにぎり 丼もの カレーライス ドリア ライスバーガー 炒飯 ドライカレー そばめし チキンライス オムライス おかゆ 雑炊 ピラフ パエリア おこわ 赤飯 ちまき イカめし お茶漬け クッパ 五穀ブレンド 発芽玄米五穀ブレンド 乾燥米飯など
(対象外品目)	きりたんぽ 五平餅 おこげ(中華) ライスペーパー ビーフンなど

⑦ 米菓

(対象品目)	せんべい あられ おかき 米菓として販売されているものなど
(対象外品目)	ぼん菓子 おはぎなど

⑧ 米こうじ

⑨ 清酒

(対象品目)	清酒
(対象外品目)	酒粕 料理酒など

⑩ 単式蒸留しょうちゆう

(対象品目)	米焼酎 麦焼酎 芋焼酎など
--------	---------------

⑪ みりん

(対象品目)	本みりん
(対象外品目)	みりん風調味料など

注意!

例えば、もち米を仕入れて、あんもち(対象外品目)を製造し、事業者(量販店等)へ販売する場合、製品そのもの(=あんもち)については、「記録の整理・保管」「産地情報の伝達」は不要ですが、もち米の仕入に関しては「記録の整理・保管」が必要となります。対象外品目を製造する場合も、米トレーサビリティ制度の対象になる範囲がありますのでご注意ください。